

◎改元に伴う診療録等の取扱いについて（経過措置）

厚生労働省の指導により、当院が作成し、若しくは、当院が他の医療機関から受理する診療録、処方箋、指定申請書等の文書については、新様式に改正されるまでの間は、次のとおりの取扱いとしますので誤りのないよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、ご不明の点は、当院代表 03-5343-5611 より医事課文書係にお問い合わせ下さい。

記

1. 改正前の旧様式書類は、改正後の様式によるものとみなし、有効なものとして取り扱います。旧様式書類を訂正等したものも有効に使用できるものとします。
2. 改元前に作成し改元後使用する文書は、改元日以降も引き続き「平成」により表記することが望ましい、とされておりますが、改元日以降の日時表記が
 - ①改元日前に「令和」
 - ②改元日以降も「平成」となっている場合、いずれについても当分の間、必要な読み替えを行った上で有効なものとして取扱います。